

## 鎌倉市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

### 1. 概要

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽から合併処理浄化槽への設置換えを行った者を対象に、設置費用の一部を補助する制度です。

#### 合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、次に掲げる要件を備えるものをいう。

- ア 生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上であること。
- イ 当該浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の日平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下であること。
- ウ 規模が10人槽以下であること。

#### 既存単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽であって、この要綱の施行の際現に設置されているものをいう。

### 2. 補助対象者

補助金の交付を申請することができる者は、本市区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の区域において既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置換えを行う者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 建物の全部又は一部を住宅以外の建築用途に使用する建物に設置する者
- (2) 住宅の新築又は増築に伴い合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定による設置の届出を行っていない者
- (4) 土地を借りている者であって合併処理浄化槽を設置することについて当該土地の所有者の承諾が得られない者
- (5) 申請受付時において、市税を滞納している者

\*下水道事業の認可区域については下水道河川課までお問い合わせください。

(本庁舎4階：0467-61-3732)

### 3. 補助金額

#### (1) 合併処理浄化槽の設置工事

| 合併処理浄化槽の規模 | 補助金限度額   |
|------------|----------|
| 5人槽        | 332,000円 |
| 6～7人槽      | 414,000円 |
| 8～10人槽     | 548,000円 |

#### (2) 既存単独処理浄化槽の全撤去に係る工事

補助金限度額 90,000円

### 4. 申請について

補助金の交付を受けようとする方は、合併処理浄化槽の設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式。)に次の書類を添付し、市長に提出してください。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 合併処理浄化槽構造図及び配置配管図
- (3) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況及び位置が確認できる書類
- (4) 設置場所の案内図
- (5) 土地を借りている者は、当該土地の所有者の承諾書
- (6) 合併処理浄化槽改修設置工事の見積書及び内訳書(既存単独処理浄化槽を全撤去する場合は、当該撤去工事に係る見積書及び内訳書含む)の写し
- (7) 合併処理浄化槽改修設置工事請負契約書の写し
- (8) 市税の滞納がないことを証明する書類又は市税の納入状況確認同意書(第2号様式)
- (9) その他市長が必要と認めた書類

申請をするときは、申請年度の12月28日(閉庁日に当たる場合はその前開庁日)までにしてください。

\*補助対象者が1つの合併処理浄化槽につき2人以上いるときは、補助対象者全員の同意により代表者を決め、その代表者が行ってください。

この場合代表者は、補助対象者全員の同意を得たことを示す書類を市長に提出してください。

### 5. 交付

申請書を受理したときはその内容を審査し、交付決定の可否について合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付等決定通知書(第3号様式)により、申請者へ通知します。

## 6. 計画の変更

補助金の交付決定を受けた方は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けてください。

上記の申請があったときはその内容を審査し、事業変更承認の適否について、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知します。

補助金の交付決定を受けた方は、当該事業を中止する場合は、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業中止届出書（第6号様式）を市長に提出してください。

## 7. 実績報告

補助金の交付決定を受けた方は、補助金に係る工事の完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日（閉庁日に当たる場合はその前開庁日）までに、合併処理浄化槽設置整備事業完了届出書・補助金交付請求書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出してください。

- (1) 合併処理浄化槽改修設置工事に係る領収書及び内訳書（既存単独処理浄化槽を全て撤去する場合は、当該撤去工事に係る領収書及び内訳書含む）の写し
- (2) 浄化槽設備士によるチェックリスト（第8号様式）
- (3) 合併処理浄化槽設置整備事業完了状況を示すカラー写真（着工前・基礎工事・据付工事・かさ上状態・完了後各1枚以上）
- (4) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (5) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (6) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (7) その他市長が必要と認めた書類

## 8. 補助金交付額の確定

完了届出書を受理したときはその内容を審査し、実績報告が適正と認めたときは、速やかに補助金交付額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により補助金の交付決定を受けた方へ通知し、補助金を交付します。

### 補助金申請等の書類

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書    | （第1号様式） |
| 市税の納入状況確認同意書             | （第2号様式） |
| 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付等決定通知書 | （第3号様式） |
| 合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書     | （第4号様式） |

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 合併処理浄化槽設置整備事業変更承認決定通知書      | (第5号様式) |
| 合併処理浄化槽設置整備事業中止届出書          | (第6号様式) |
| 合併処理浄化槽設置整備事業完了届出書・補助金交付請求書 | (第7号様式) |
| 浄化槽設備士によるチェックリスト            | (第8号様式) |
| 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書    | (第9号様式) |